

## 補助金調書

補助金名	福岡市NPO活動推進補助金			担当課 (連絡先)	市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課 (TEL:711-4283)	
交付先	団体	NPO法人		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月～5月		
(公募の場合) 応募要件	定款に定める事務所の所在地が福岡市内にあるNPO法人 (その他の応募条件については応募時期の募集要領を参照)					
(非公募の場合) 非公募の理由	/					
補助開始年度	平成16	年度	経過年数	18	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 NPOの公益的活動に必要な資金の一部を補助する。</p> <p>【補助対象事業】 補助対象事業は、地域社会の発展に資すると認められるNPO活動であって、特定非営利活動(NPO法第2条別表)に該当する活動(宗教活動、政治活動又は選挙活動を除く。)とする。 ただし、市の他の補助金の交付を受けている事業、既に終了した事業、市外で実施される事業は対象外。</p>					
補助金の終期	令和7	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	多様化する地域課題の解決や市民ニーズへの対応として、NPOの活動は今後ますます期待されることから、引き続き、経済支援を行うとともに、補助金の財源となる寄付を通じて、市民の社会貢献意欲を高め、市民の自主的かつ自発的な活動の推進を図る必要がある。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費(支出済みの活動経費、法人運営上の経常的な経費等は対象外)。 スタートアップ・・・補助対象経費の80%、1団体あたり上限10万円 ステップアップ・・・補助対象経費の80%、1団体あたり上限50万円(※補助2回目以降、補助率減) 市長が特に必要があると認める場合の補助金の額等は、別途、市長が定める。</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度
	件	27	件	9	件	12
	10,938 千円	11,785 千円		5,840 千円		9,994 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾聴ボランティア・スキルアップ講座</li> <li>・不登校児童生徒と保護者への臨床心理学的支援活動事業</li> <li>・子どもと保護者の心を健やかに育む「子育て応援サロン会」事業</li> <li>・遠隔(リモート)授業を取り入れた新しい子どもの居場所事業</li> <li>・DV虐待当事者メディア・スタートアップ事業</li> </ul>					
補助金交付 による効果	NPO法人への財政支援とともに、地域社会の発展に寄与する。 また、本補助金の財源が、市民や企業等から「福岡市NPO活動支援基金(あすみん夢ファンド)」に寄せられた寄付金であることから、補助事業の成果を通じて、市民等のNPO活動への関心や社会貢献意欲を高めることにつながる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。